

お知らせ①

預金者の皆さまへ

- ご預金をなさる際には、ご本人の正しいお名前をご使用ください。架空のお名前をご使用になることは法律で禁じられています。なお、預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合は預金規定に基づき預金口座を停止、または預金口座を解約することがあります。※当金庫では新しく口座開設等をされるときは法律により公的書類のご提示により取引時確認をさせていただきます。
- 預金取引におきましては次の点にご留意いただくようお願いいたします。
 - (1) お手もとに長い間ご使用になっていない普通預金通帳等、または満期日を過ぎていてもかかわらず長い間そのままになっている定期預金の通帳・証書がございましたら、窓口へご持参ください。(普通預金通帳等では、ご預金残高が「0」になっていても、お預け入れ期間中のお利息がついている場合もあります。)
 - (2) 当金庫では、継続・書替え手続き等のため、お通帳や証書等をお預りする場合には当金庫所定の「依頼控票」を発行しております。お通帳や証書等をお受け取りになるときは本書と引換えになりますので大切に保管して下さい。
- 当金庫では、定期預金等の規定において、預金保険法第49条第2項に定める事由(注)が生じた場合には、お客さまからのお申し出により、満期日(期限)が到来していないお客さまの定期預金等と当金庫に対する借入金等の債務とを相殺することができることとしております。

(注)預金保険法第49条第2項に定める事由とは、①金融機関の預金等の払戻しの停止、②金融機関の営業(事業)免許の取消し、破産手続開始の決定または解散の決議をいいます。
- 預金規定をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。くわしくは、窓口へお問い合わせください。

お借入のご返済に関する「ご相談窓口」をご利用ください。

当金庫では、引続き地域金融の円滑化に取り組んでおり、事業資金や住宅ローンなどのお借入のご返済について相談に応じるよう「ご相談窓口」を設けております。どうぞ、お気軽にご利用ください。

当金庫とご融資取引のあるお客さまへ

預金証書がお手元にあるご預金は満期日以降ご自由にお使いいただけます。ただし、当該預金証書について担保差入れすることをお客さまが承諾される旨の書面をいただく等当金庫が拘束の手続きをとった場合、また当金庫が取引約定書にもとづきご融資資金との相殺を行う場合等はこの限りではありません。ご不明の点がございましたら、窓口にお申し出ください。

成年後見制度をご利用のお客さまへ

平成12年4月1日より成年後見制度が改正されました。成年後見制度をご利用になることとなった場合(注1)には、ご本人(または代理権のある方)からお取引店にお早めにお届けくださいますようお願いいたします。新規にお取引いただく場合にも、お届けください。

(注1)「民法の一部を改正する法律」(平成11年法律第149号)により禁治産・準禁治産制度に代わって施行された補助・保佐・後見制度および「任意後見契約に関する法律」(平成11年法律第150号)により創設された任意後見制度に基づき、家庭裁判所の審判により、お客さまについて、補助・保佐・後見が開始された場合、または、任意後見監督人が選任された場合等

■お届けにあたっては、成年後見に係る登記事項証明書(注2)をご用意ください。

(注2)家庭裁判所において発行される「審判書の金融機関届出用抄本」でも差し支えありませんが、その場合には「確定証明書」もご用意ください。

■補助人等(注3)もお届けください。

(注3)補助人、保佐人、成年後見人または任意後見人

※お届けに関して、ご不明の点がございましたら、窓口までお尋ねください。

預金口座の売買・譲渡は犯罪です。

預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください。

「改正犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されております。

- (1) 他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける。
- (2) 上記(1)の事情を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す。
- (3) 正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等の譲り受け、譲り渡しをする。

また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。※違反した場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられます。※「業」としてこれらを行った場合は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金が科せられます。

絶対に暗証番号等は第三者に教えないでください!

警察官、金融関係職員、銀行協会職員等がカードを預り、持ち帰ることは絶対ありません。電話で暗証番号を聞くことは絶対ありません。暗証番号を聞かれたり、カードを渡すよう求められたら詐欺だと考えてください。

- 警察官や金融関係職員になりすまし「あなたの口座が危険にさらされている。被害を防ぐためにカードを新しくする必要があります。職員が行き手続きするのでカードを預け暗証番号を教えてください」と言って、カードを騙し取り、預金を引き出す手口が増えています。これらを名乗る者から暗証番号を聞かれても絶対に答えないでください。不審な電話があったら、迷わず「110番」に通報願います。

振り込め詐欺等の被害にあわれたお客さまへ

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)が平成20年6月21日から施行されました。この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方々のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金を被害者の方々に分配する手続き等を定めた法律です。

対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。

被害に遭われたお客さまは、下記「預金保険機構」の振り込め詐欺救済法に基づく公告関係ホームページより「不正利用口座」の内容をご確認ください。

預金保険機構公告関係のホームページ [http:// furikomesagi.dic.go.jp/](http://furikomesagi.dic.go.jp/)

支払額について

支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。

- 被害者の方がおひとり、かつ対象の犯罪利用口座にお振り込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額支払われる予定です。
- 犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますのでご了承ください。なお、犯罪利用口座の残高が千円未満の場合は、本法令による支払手続の対象とはなりません。

被害金の支払手続について

支払手続までには、少なくとも90日以上かかりますのでご了承ください。

被害金支払のお申し出について

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振り込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。(具体的な手続は、お振込先の金融機関へお問い合わせください。)

被害に遭われた方は、お早めにお名前、ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公告前でも、支払が受けられる場合などは、順次お手続等についてご案内させていただくことがあります。

■被害金支払の流れ

